

## 22 法隆寺境内の調査（1）—若草伽藍跡— 第225次

### 1 はじめに

法隆寺の子院である観音院の改築に伴い、奈良国立文化財研究所と奈良県立橿原考古学研究所が、共同で事前の発掘調査を実施することとなった。調査地は、東大門の南西、現在若草伽藍の塔心礎の置かれている場所から北東約50mの位置にあたる。若草伽藍中枢部の発掘調査としては、1939年の石田茂作による調査、1968・1969年の文化庁の調査があり、塔・金堂を南北に配した、いわゆる四天王

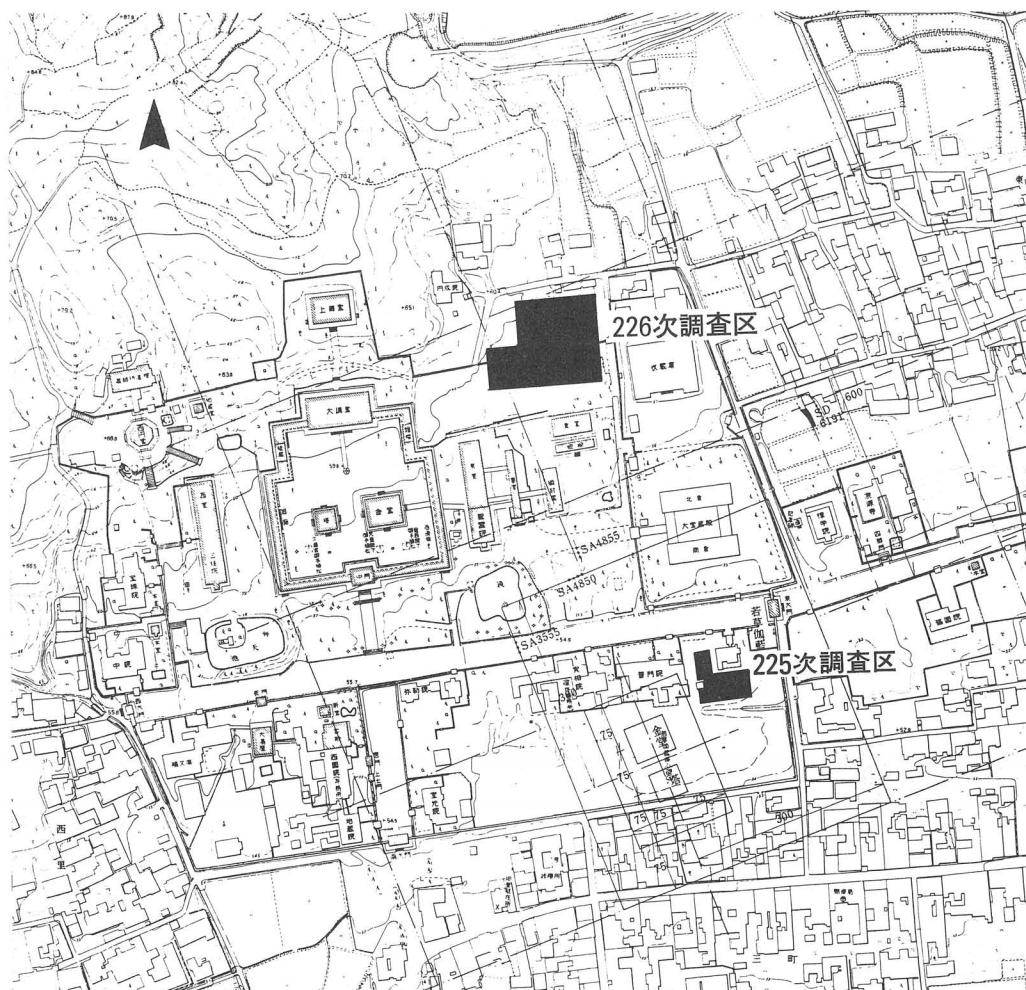


図77 第225次・226次調査位置図（1/4000）

寺式の伽藍配置が確認されている。また、1978年から1984年にかけての防災施設工事に伴う調査では、伽藍中枢部を画する西限と北限の掘立柱塀などが検出されている。これらの成果から見て、今回の調査地が若草伽藍の範囲に含まれることは、ほぼ間違いない。『法隆寺防災施設工事・発掘調査報告書』（以下『防災報告書』と略記）によれば、若草伽藍東回廊のすぐ外側にあたることになる。

調査区は、現在の観音院の建物を避ける形で主として南側に設定し、西北部に張り出しを設けた（以下、各々を南区・西北区とする）。発掘面積は600㎡である。発掘調査は4月2日に開始し、同日より12日までを重機による掘削、以降を人力による掘削とした。5月30日には一応の遺構掘削を完了する。降雨による中断ののち、6月5日に写真撮影、続いて遺方測量に入る。その後も梅雨のため作業は遅延したが、6月19日には平面実測を終了し、標高記入と立面図作成に移る。遺構の断ち割り調査は6月26日より開始し、断面図作成と平面図への加筆修正を含めて、6月28日には基本的な調査を完了した。7月2日に調査終了状況の撮影と土壌（火山灰）試料の採取を行う。翌日より、遺構面保護用の砂入れに続いて、調査区の埋め戻しを行い、全調査を終了した。

**土 層** 調査区全体に遺構が密集しており、基本的な層序はとらえにくい。表土ないしその直下では灰黄褐色砂質土が、かなり普遍的に認められた。その下は、遺構埋土と包含層が複雑に重なり、場所によって状況を異にする。基盤層（地山）上面は、北西から南東に向かって緩やかに傾斜しており、上部は灰褐色～淡灰色の砂礫と細砂の互層を形成する。

特記されるのは、その下に見られる灰白色の火山灰層である。この層は5～10cmの厚さを持ち、調査区の全域に広がっている。先年の防災工事に伴う調査の際も数箇所で見出され、『防災報告書』では、約70～100万年前の三瓶山爆発に伴うものとする（P・165）。ところが、今回採集した試料について京都フィッシュン・トラックに分析を依頼したところ、始良-Tn（AT）火山灰という結果を得た。分析によれば、火山ガラス含有率が97%に達する火山灰純層で、火山ガラスの比較的厚い部分では、加水化（ハイドレーション）を受けていないコアの存

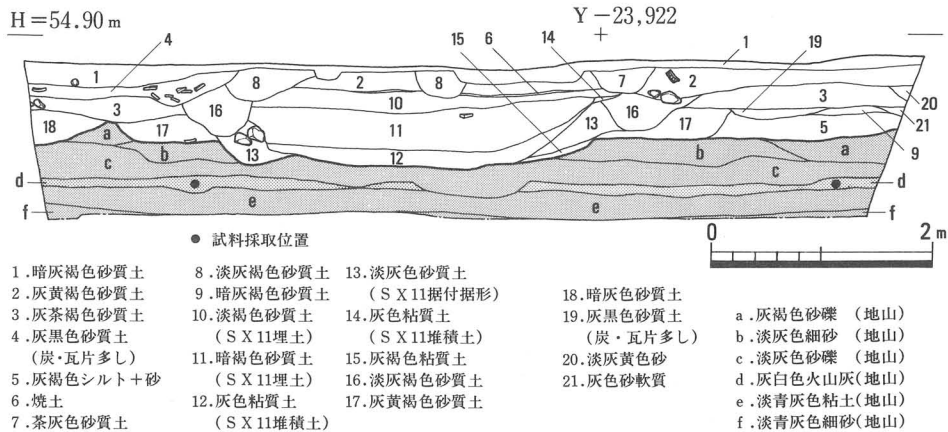


図78 第225次西北区北壁土層図(1/70)

在が観察されるという。これは、火山灰の噴出年代が比較的新しいことを示すものであり、他の諸特徴とあわせて、始良-Tn火山灰にほぼ特定できるとのことである。したがって、この火山灰層の年代は約24,000年前ということになる。

火山灰層の下は淡青灰色の細砂ないしシルトで、その下はふたたび灰褐色の砂礫となる。調査区内における基盤層(地山)上面の標高は53.7~54.1m、火山灰層上面の標高は53.2~53.4mである。

## 2 遺 構

調査区の全面にわたって、遺構はきわめて稠密である。掘立柱の柱穴約100個、井戸3基、溝10数条、大小の土坑100基以上のほか、方形石組土坑(S X 6311)・池状遺構(S X 6312)・瓦組暗渠(S X 6313)各1基を検出した。ほとんどが中世以降のもので、近現代のものも多いが、古代に溯る遺構は確認できなかった。

柱穴は、多数検出されてはいるが、全て小型である。円形ないし不整形の平面をもち、径に比して深めのものが多い。まとめるとして明確に認識できるのは、堀とみられる数条の柱列(S A 6300~6307)にすぎないが、本来は建物を構成するものが含まれていると考えられる。ただ、土坑などによって破壊されているため、つながりのつかめないものが多く、また西北区東辺と南区北辺の柱列は、調査区外の状況が不明なため、建物としての確証がつかめなかった。確認された柱

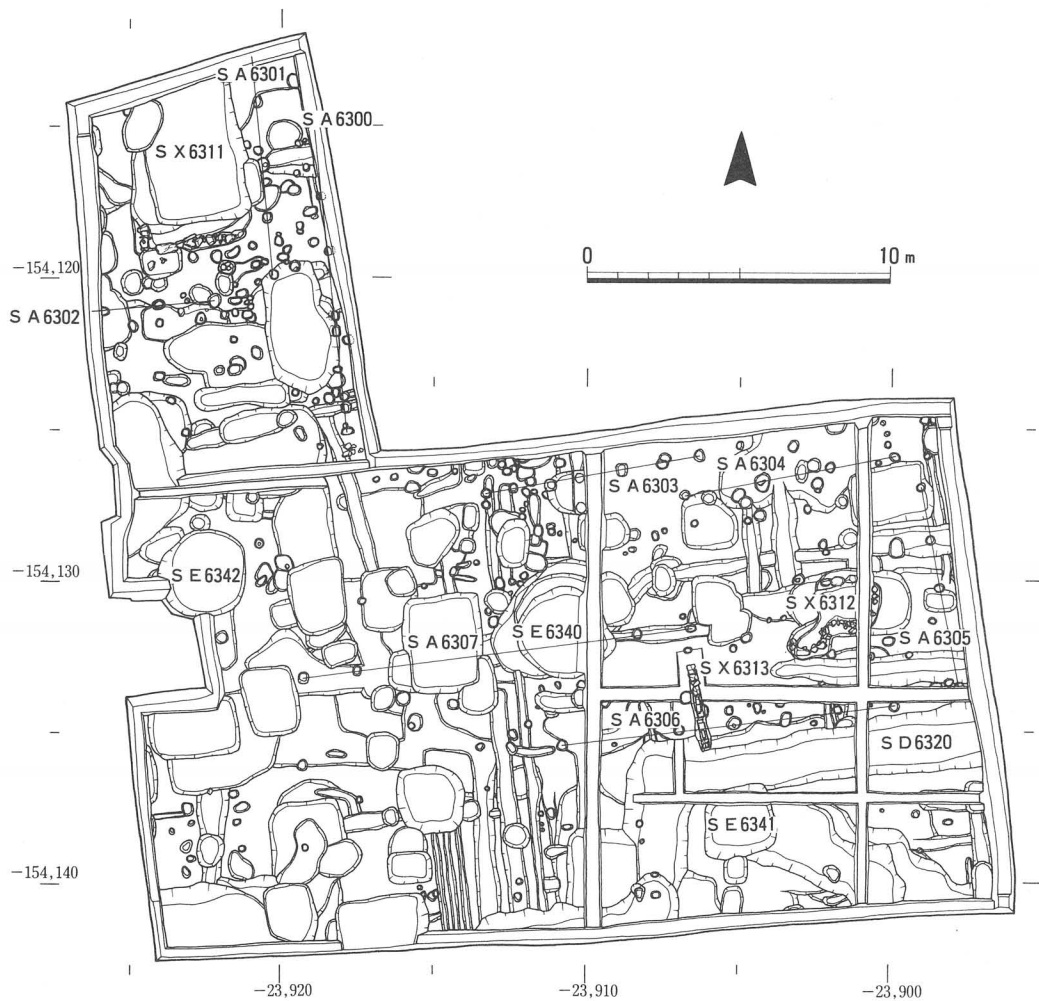


図79 第255次調査遺構図 (1/250)

列の方位は、現在の参道および観音院一帯の子院の方位（国土座標系に対し $8^{\circ}$ ～ $9^{\circ}$ 北で西偏する）にほぼ一致しており、若草伽藍の振れ（同じく $22^{\circ}$ 前後、北で西偏する）とは異なる。

**SA6300** 西北区で検出した南北方向の柱列である。4間分を確認している。総長7.84m、柱間は1.96m（6.5尺）。

**SA6301** SA 6300の西に並行する南北方向の柱列である。3間分を検出した。総長5.80m、柱間は1.93m（6.5尺）である。

**SA6302** 西北区で検出した東西塀。2間分3.60mを確認した。柱間は1.80m（6尺）

で、中央の柱穴には、自然石の小礎石が残る。

SA6303 南区の中央部北端で検出した東西方向の柱列である。3間分で7.10mあり、柱間は2.37m（8尺）。

SA6304 SA6303の東にある東西方向の柱列である。SA6303と同じく3間分を確認した。総長7.08m、柱間は2.36m（8尺）である。

SA6305 SA6303の南東、東壁沿いで検出した南北方向の柱列。中間の1柱穴を欠くが、4間分を確認した。総長6.68mで、柱間は1.67m（5.5尺）。

SA6306 南区の東半で検出した東西塀。中間の1柱穴を欠くが、6間分を確認した。総長10.90m、柱間は1.82m（6尺）である。

SA6307 SA6306の北側に並行する東西塀。井戸や土坑によって中間の4柱穴が消失しているが、7間分を確認した。総長12.70m、柱間1.81m（6尺）。

SX6311 西北区の北端で検出した石組の土坑である。北側の調査区外へ続き、北壁に断面と石組の一部が見える（図80）。南北5.5m以上・東西約3.5mの長方形を呈し、南壁は石組の護岸をもつ。本来は、四周に石組をもっていたと想定さ

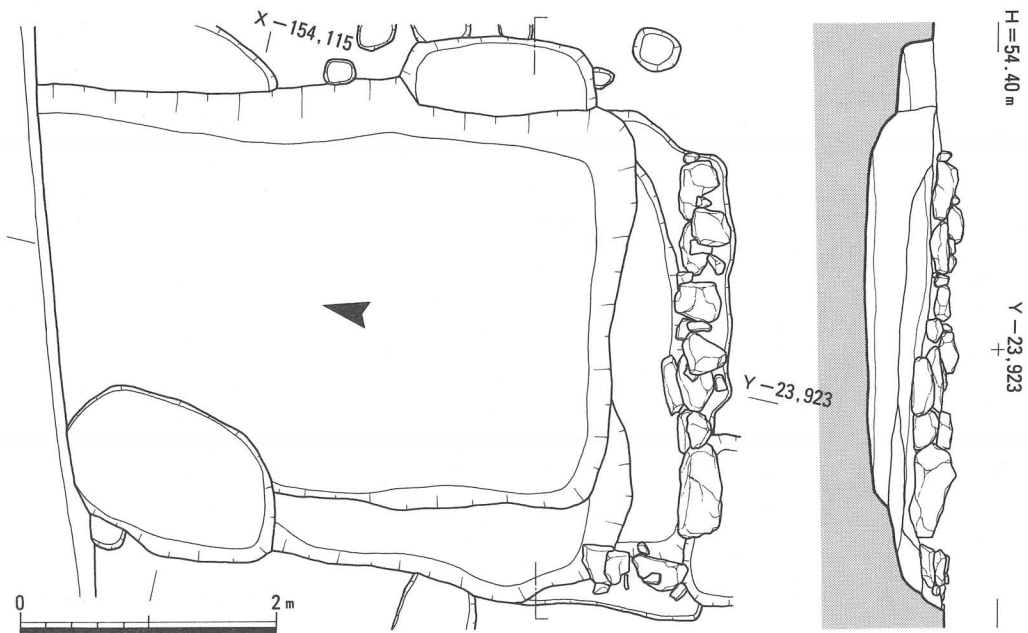
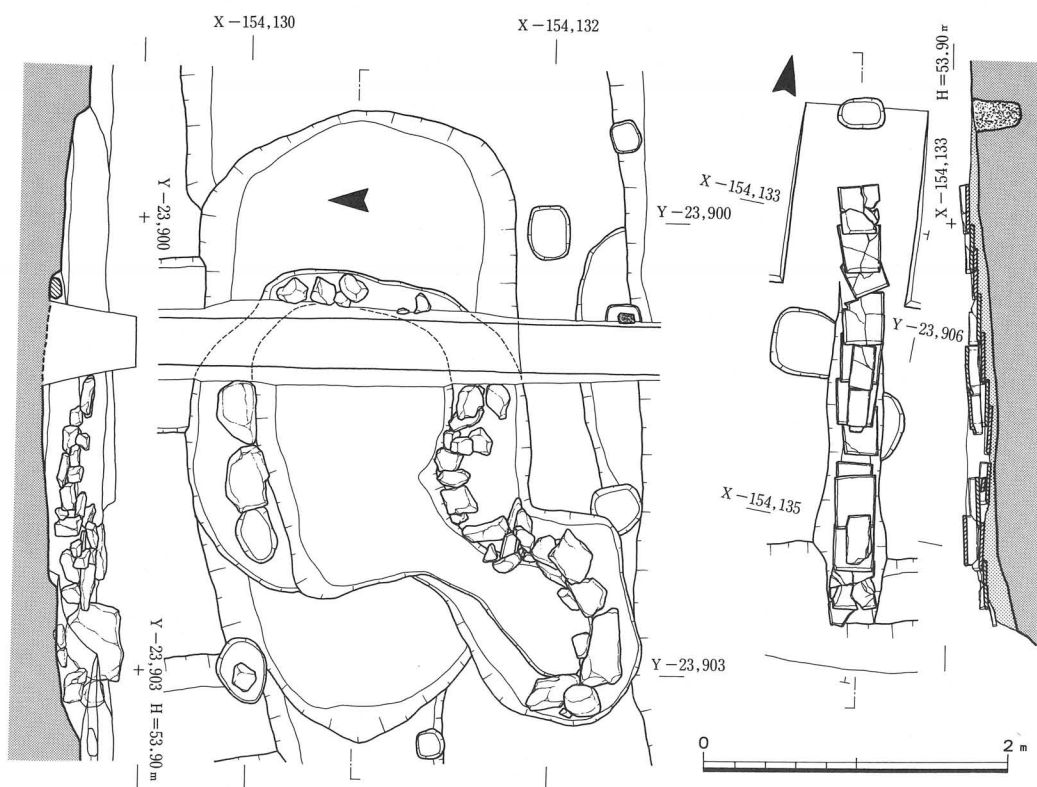


図80 SX6311 実測図（1/60）

れる。下部に自然堆積と見られる灰色粘質土層があり、その上を人為的な埋土である暗褐色砂質土と淡褐色砂質土が覆う。江戸時代の子院の床下に設けられた収納施設と推定しておく。

**SX6312** 南区の東辺中央部で検出した、室町時代中期～後期の池状遺構である(図81)。やはり石組の護岸を有する。2.0×1.5mほどの方形部に径約1.0mの円形部が接続したかたちをとり、全体の形状は瓢箪形に近い。円形部から方形部西端にかけては、流水を示す砂の薄い堆積が認められた。導水を示す遺構は確認されないので、おそらく円形部に懸樋などで水を落とし、方形部に溜めた池状の施設と推定される。

**SX6313** 池状遺構の南西で検出した、南北方向の瓦組の暗渠である(図81)。北から南へ水を流したもの。凹面を上、狭端を南にして平瓦を並べ、その上に凸面



図□ SX6312 (左)・SX6313 (右) 実測図 (1/50)

を上、玉縁を南にした丸瓦を重ねる。平瓦は12枚遺存していたが、丸瓦は3枚を数えるのみである。暗渠の残存長は2.9mで、両端の平瓦間の比高は15cmである。北側は削平により消失し、南側は後述の大溝S D 6320によって破壊されている。室町時代中期の遺構。東西塀S A 6306と直交する形で、かつその柱穴と柱穴の間をっており、併存を想定すべきであるかもしれない。

溝は、柱列と同様に、現在の子院とほぼ一致した方位を示すが、多くは性格を特定しがたい。ただ、南区の東南部で検出した、屈折する大型の素掘溝S D 6320は、その規模（幅1.8~2.2m、深さ0.5~0.6m）からみて、子院を区画するものであった可能性が高い。南端部分は土坑によって破壊されているが、東・南はともに調査区の外方へ延びる。出土遺物の詳細な検討を経ていないが、室町時代後期の遺構と判断される。

井戸（S E 6340~6342）は全て中世以降のもので、近年まで使用されていたも

軒丸瓦		軒平瓦				道具瓦	
型式種	点数	型式種	点数	型式種	点数	点数	
3 B b	1	2 0 4 C	2	2 8 0 C	3	8 2	
? ?	1	2 1 4 A	1	2 8 1 A	6		
4 A	1	2 1 6 C	2	C C	4	文 字 瓦	
3 3 A	1	? ?	1	2 8 4 B	2	6	
3 7 D b	1	2 1 7 B a	1	E E	5		
5 1 A	3	2 2 9 B	1	L L	1		
6 7 A	1	2 4 0 A a	4	O O	1		
B B	1	2 4 2 F	1	? ?	2		
		2 4 3 A	5	3 8 4 B	7		
		2 5 5 A	2	E E	1		
		2 6 0 A	2	H H	1		
		2 6 1 A	2	? ?	1		
		2 6 2 B	1	2 8 5 H	1		
		2 6 6 A	9	J J	3		
		2 6 8 C	1	? ?	1		
		D a D a	2	2 9 2 B	1	丸 瓦	
		E E	1	2 9 6 E	1		
		2 7 3 A	1	3 9 9 ?	1 1	重 量	7 7 1 . 9 kg
		2 7 4 C	1	軒棧瓦	1 2		
		2 7 6 F	2	型式不明	1 1	点 数	2, 7 3 5
		G G	1			平 瓦	
		2 7 8 B	5			重 量	2, 2 4 9 . 2 kg
		E E	1 6				
		? ?	1			点 数	1 1, 6 7 9
軒丸瓦計	1 3 9	軒平瓦計			1 4 0	点 数	1 1, 6 7 9

表13 第225次調査出土瓦集計表

の1基（S E 6342）を含む。石組や板組は認められなかった。

土坑は、大小さまざまであり、近年のゴミ穴をはじめとして、大量の瓦を含むもの、遺物をほとんど含まないものまで各種存在する。時期はいずれも中世以降で、近世以後のものも多い。基本的には、子院に伴う塵芥処理土坑であろう。

### 3 遺物

軒丸瓦139点・軒平瓦140点・丸瓦2700点（770kg）・平瓦11600点（2250kg）などの大量の瓦類と、土師質土器・瓦器・瓦質土器・陶器・磁器などの土器類28箱（70×45×11cmの木箱）が出土している。

軒丸瓦のうち、3Bb・4Aは若草伽藍金堂の創建瓦である。忍冬文軒丸瓦33Aと、この範型を押捺した軒平瓦214Aの組み合わせも、これより时期的にはおくれるが、若草伽藍所用瓦である。複弁蓮華文軒丸瓦37D aの外区の鋸歯文を珠文にかえた37D bと小型の忍冬唐草文軒平瓦216Cは、西院創建期の瓦である。後者

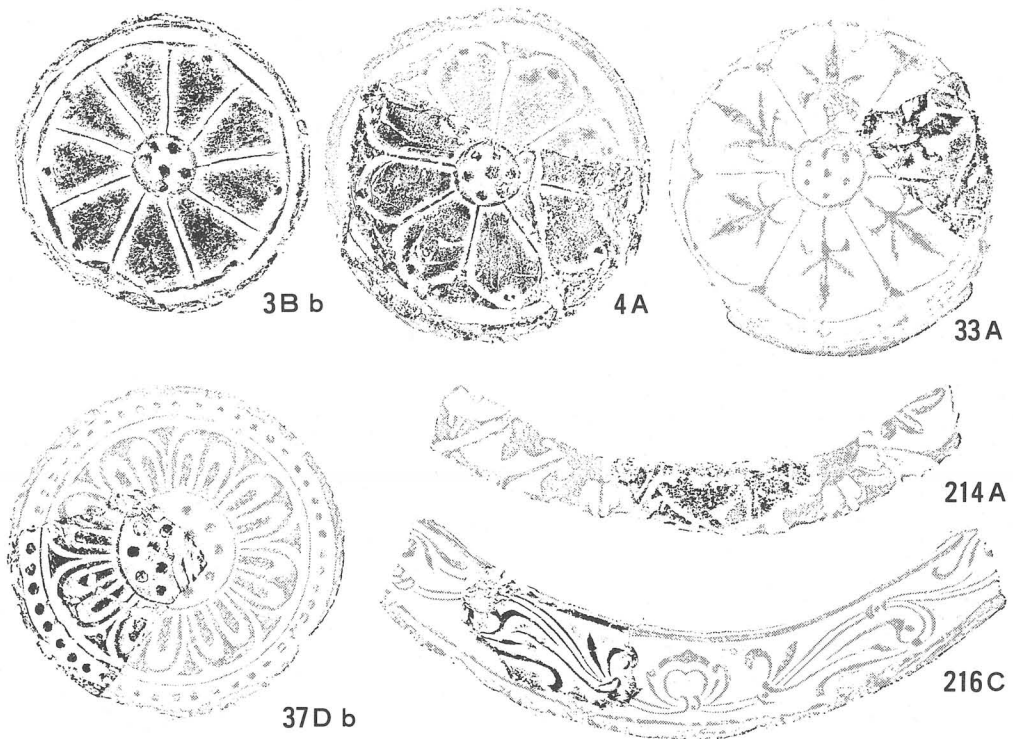


図82 第225次調査出土軒瓦（1／4）



は、塔所用瓦であることがわかっている。

古代の遺物は、当該期の遺構に伴うものではなく、いずれも包含層や後代の遺構に二次的に含まれるにいたったものである。また、瓦・土器ともに大多数の遺物は中世以降の時期に属する。

遺物については現在整理作業中であり、詳細な報告は将来に委ねたい。

#### 4 まとめ

以上のように、今回の調査によっては、主眼であった若草伽藍の遺構を検出することはできなかった。これは、中世以降の遺構によって調査区全体がかなり攪乱を受けていることにも一因があるが、基本的にはここが、本来若草伽藍関係の遺構の稀薄な部分であったことを示すものとみられる。調査区内においても基盤層（地山）の高く残る部分はかなりあり、発掘にあたっては遺構のほとんどを掘削して、底面や壁面における別の遺構の有無について確認につとめたが、そうしたものが全く認められないのは、当該期の遺構特に掘立柱などの遺構が、ここに存在しなかったことを示すものと見てよい。以下、地形上の検討を加えてその傍証とする。

若草伽藍は、北西から南東にかけて延びる幅広い緩やかな尾根上に立地する。地形的には北西が高く、南東が低い。この伽藍の中枢部の北限を画する掘立柱塼 S A 4850が、防災施設工事に伴う発掘調査によって検出されている。この柱掘形は、『防災報告書』p.99のFig.30から、60～95cmの深さを有すること（本文の記載は70～80cm）、掘形底面の標高は54.0～53.65mであることがわかる。また同図によると、この位置における地山上面の標高は約54.6mである。したがって、これと今回の調査区における地山上面（53.7～54.1m）との比高は、0.5～0.9mとなる。両調査区の間隔は70～100mほどであるから、距離に比して標高差は僅かであるといえる。

よって調査区周辺が、もとの地形とは逆に北側より相当高かったと考えないかぎり、若草伽藍廃絶以後、この一帯が大きく削平されたとみることはできない。むしろ地山の状況からは、現況の地形と若草伽藍の時期の地形との間には、著し

い違いがないと判断されよう。したがって、今次調査区にS A 4850程度の掘立柱掘形が存在したとすれば、少なくともその痕跡の一部は残ると見るのが自然である。そして、それが全く認められない以上、当初からこうした遺構は存在しなかった可能性が高いということになる。

ただ、若草伽藍の造営にあたっては、旧地形の改変が行われたと推定される。S A 4850の検出された調査区（第225区）における火山灰層は明らかでないが、その南に位置する第227区の火山灰層上面の標高は54.8mである（『防災報告書』p.165）。これと、今回の調査区の火山灰層上面の標高（53.2～53.4m）との比高は、1.4～1.6mとなる。この値は、前述の第225区と今次調査区間の地山上面の比高（0.5～0.9m）にくらべて、距離は逆に若干短いにもかかわらず、かなり大きい。そのため、この火山灰層上面が、若草伽藍造営前の旧地形を表すものであるとすれば、もとの勾配は現況より急であったことになる。若草伽藍の載る尾根の北側の高い部分を削り、低い部分に盛土をするという作業が行われたことが想像される。

一方、今回の調査区における中世以降の遺構はきわめて稠密で、豊富な出土遺物とともに良好な資料を提示している。性格をつかみ難いものもかなりあるが、子院における土地利用の形態を示すものと言えよう。また、現在の地表面ではうかがうことのできない素掘りの大溝の存在など、別の子院区画の存在を示唆する遺構もあり、遺物とあわせて今後検討を重ねる必要が認められる。（小沢 毅）

## 23 法隆寺境内の調査（2）—北方子院跡— 第226次

### 1 はじめに

本調査は、法隆寺百済観音堂建設に伴う事前調査である。百済観音堂建設予定地は、西院伽藍の北東部にあたり、食堂のすぐ北側に位置する（図72）。平成3年6月より奈良国立文化財研究所と奈良県立橿原考古学研究所が共同で調査を進め、調査は平成4年3月末日段階でほぼ終了し、一部確認調査を残すのみである。調査面積は、約2800㎡である。

建設予定地には、法隆寺に伝存する絵図面等から喜多院・弥勒院・知足院の三つの子院が存在したことが知られており（図83）、発掘調査は、既に廃院となっているこれら子院の様相を明らかにすることを一つの目的とした。一方、調査区の南側では1982年度に防災工事に伴う事前調査を行っており、この調査では古代の東西掘立柱塼を検出しており、今回の調査においても西院伽藍創建に係わる遺構の存在を予想した。

### 2 調査の概要

以下、検出した遺構について報告する（図84）。ただし、出土遺物の整理作業が途中段階であるので、現段階では遺構の時期については不明確な点が多く、本報告では主な遺構を簡単に報告するにとどめる。

SE01 井戸と推定されるが、井戸枠はなく、遺物も殆ど出土しなかった。

SE02 SE01と重複し、SE01に先行する井戸である。井戸枠は壊されているが、埋土には人頭大の自然石が投棄されており、当初は石組の井戸であったと推定される。

SE03 南区東南で検出した井戸である。井戸枠は壊されているが、埋土には人頭大の自然石が投棄されており、当初は石組の井戸であったと推定される。

SE04 桁行四間以上の大規模な掘立柱建物である。東側柱と西側柱をそれぞれ4つつつ検出したのみで、北妻の柱は検出出来なかった。桁行柱間寸法は約3.6m（12尺）と広く、梁行全長は約9.0m（30尺）である。なお、SB04の柱掘形

は土坑SK05と重複し、SK05に先行する。

SK05 南区の中央東寄りに位置する大規模な土坑である。中央部分が部分的に深くなっており、最も深い部分での深さは、約70cmである。埋土は黒灰色の粘質土で、大量の瓦片・土器片を含む。出土瓦の年代は飛鳥時代～11世紀にわたり、土器は11世紀末～12世紀前期に限られ、11世紀末～12世紀前期頃に、この土坑が埋められたと推定される。

SA06 三間分を検出した東西塀である。柱間寸法は桁行2.55m（8.5尺）である。東西棟の北側柱の可能性もある。

SB07 発掘区中央部で検出した東西棟である。桁行四間、梁行二間、柱間寸法は桁行・梁行ともに2.1m（7尺）等間の小規模な東西棟である。柱穴の残りは悪く、深さ10cmほどしか残っておらず、後世に削られてしまって柱穴が残っていない所もある。

SD08 幅約1m、深さ12cmの浅い溝である。部分的であるが、溝の西岸に人頭大の自然石が並んで据わっており、当初は石組の溝であったと復原される。

SE09 一辺70cmほどの正方形平面の井戸で、検出面より3m下まで調査をおこなったが、未だ底には達していない。上部1.7mは瓦片を丁寧に小口積みしている。瓦積みの下約70cmは、径20～30cmの自然石を野面積みにし、その下では板材を縦に組んで横棧でとめている。井戸内部からは多量の瓦片とともに瓦器・土師器などが出土した。出土瓦は主として江戸時代前期の瓦である。

SE10 直径60cmほどの小規模な井戸で、自然石を野面積みにしたものである。

SD11 SD11は南区西端で検出した南北溝である。幅約1m、深さ25cmである。

SK12 築地塀（SA21）きわで検出した円形の土坑で直径約3.0m、深さ約1.0mを測る。埋土には黒色粘土が厚く堆積しており、多数の瓦片と共に12世紀代に属する瓦器碗が出土している。

SE13 直径1.2mを測る井戸で、自然石を野面積にしたものである。この井戸の西側および北側は、茶褐色土を版築した土塀が囲んでいる。井戸枠内からは、「元禄」と篋書された瓦が出土した。

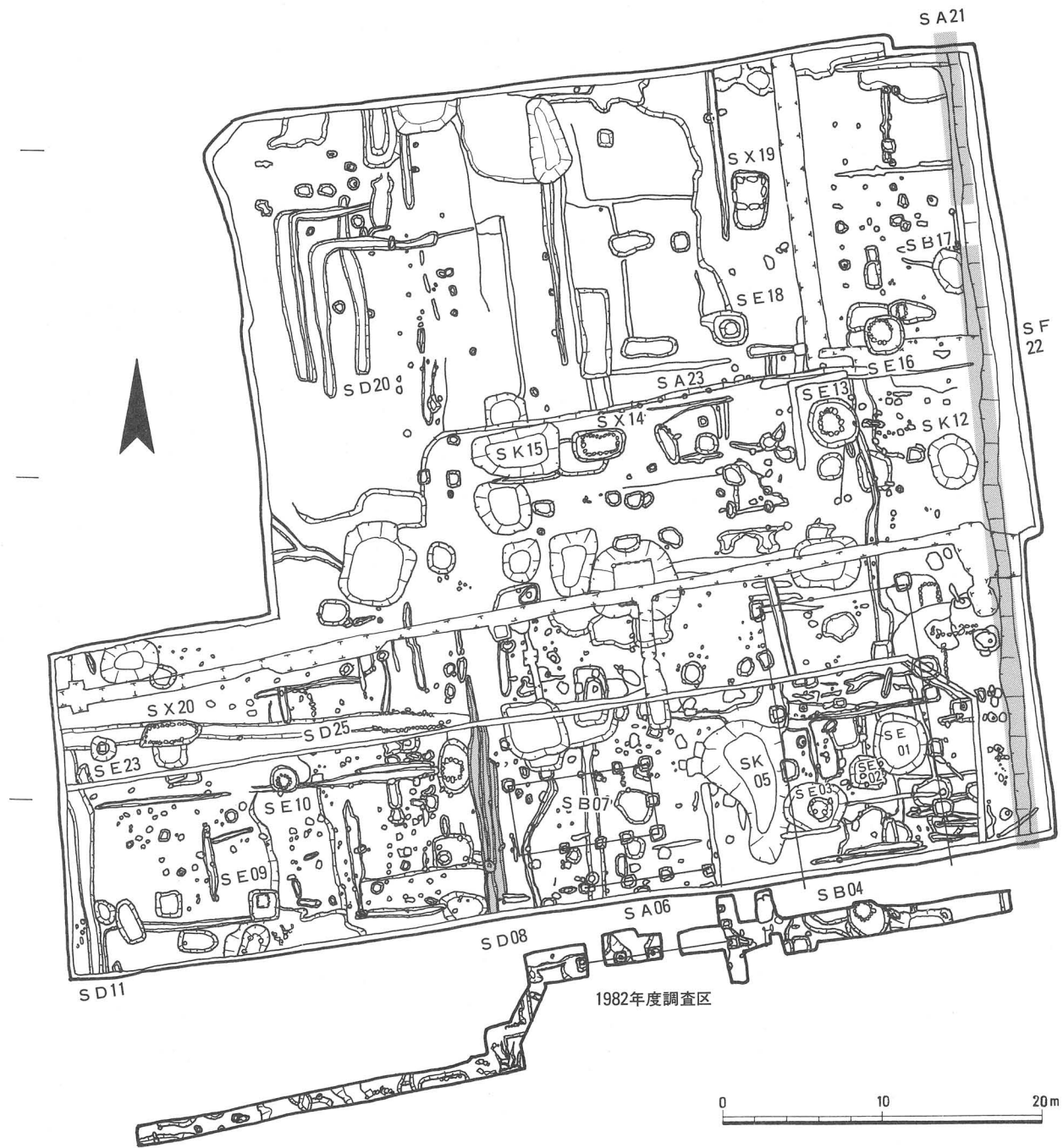


図83 第226次調査遺構図(1/400)

SX14 は北区の中央南寄りに位置する石ムロである。長軸2.8m、短軸2.2m、深さは約60cmである。SX19に比べて小型の石材を用い、二段から三段に積み上げている。北側の一边は、中央部の石材に板石を用い、内側に突出させて据え付けている。

SK15 弥勒院の西端、喜多院との境界ぎわに掘られた長軸約6.3m、短軸約3.0m、深さ約0.8mとする隅丸長方形の土壇である。堆積土は、木の葉を多量に含む有機質土や灰・炭等が互層をなし、中には唐津焼等の陶器や伊万里焼などの磁器の他、多量の瓦片等を包む。また、出土瓦には

「如法経堂瓦明應元年  
勸進始テ明應三年  
成就スルナリ」

と篋書された丸瓦が出土した(図85)。(注1)土層は全て弥勒院側より流れ込んでおり、弥勒院に係わる土壇であると考えられる。

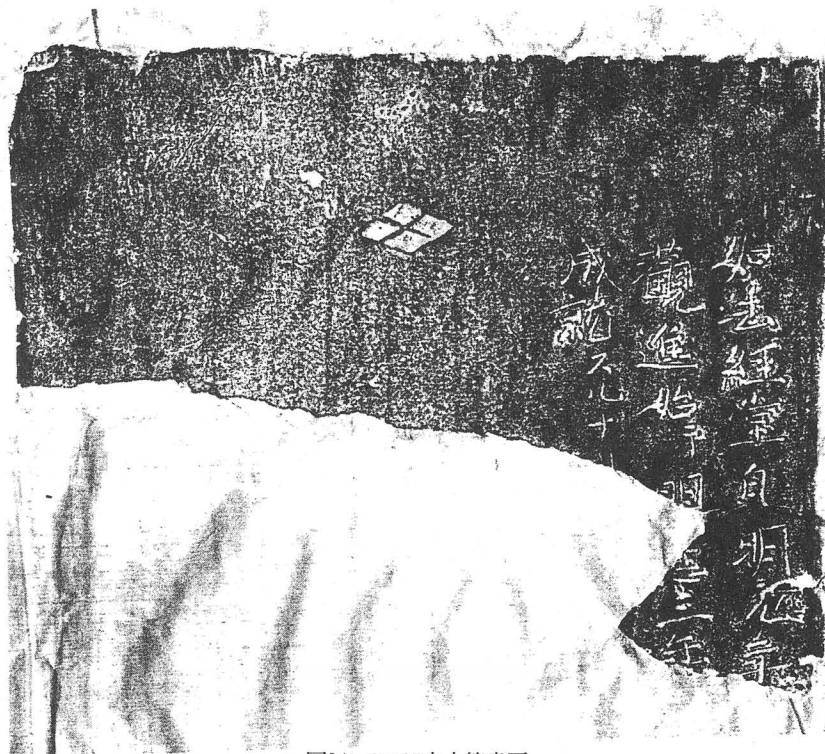


図84 SK15出土篋書瓦

SE16 直径約1mの円形の井戸で、人頭大の自然石を野面積にしている。井戸内からは瓦器・瓦片等が出土している。

SB17 築地塀（SA21）の想定位置より少し内側に位置する桁行七尺の棟門である。寛政九年の絵図には「棟門明間 八尺 瓦葺 梁行六尺二寸 桁行壺丈七寸」とあり、SB17とは寸尺が一致しない。したがって、寛政九年の絵図に描かれた門の前身建物と考えられる。

SB18 直径1.2mほどの円形の素掘り井戸で、内部から瓦器、瓦片、熔解炉片等、多量の遺物が出土している。

SX19 は調査区東北で検出した石ムロである。一辺約1mとし、各辺共に角礫を三個づつ据える。深さは約50cmで底面は平坦とする。

SD20 北区西端で検出したL字形の溝である。溝からは二彩の陶器片が出土している。

SA21・SF22 北区の東側で長さ約26mにわたって、築地塀の基礎と考えられる石垣遺構を検出した。築地塀は、子院の喜多院および弥勒院の東側を画するものと考えられ、東側は道路敷となっている。石垣は、道路に面する東側のみ大型の石材を面を揃えて積み上げている。その内側には、拳大から人頭大の角礫や瓦片などを多量に入れて裏込めとしている。この築地塀を挟み、子院境内と道路面では、約70cmほどの高低差があり、道路面が各子院より一段低くつくられている。道路面には、砂や黄褐色粘質土が20cm～30cm程度の厚さで敷かれており、路面を何回にもわたって整地・補修している状況が、土層より確認できた。

SA23 北区の南方では、若干の段差が認められ、北側が若干高くなっている。この段差部分には、直径約20cmほどのピットが1.5mほどの間隔をおいて検出されており、南北の子院を限る塀と推定される。

### 3 遺構の性格

子院の遺構 弥勒院については、明治六年の「無住ニ付御届」とある記録に「一 境内 間口 拾六間五尺七寸 奥行 二十一間七尺」とある。一間を六尺三寸として計算すると、間口は106.5尺、すなわち32.3mとなる。北区で検出した

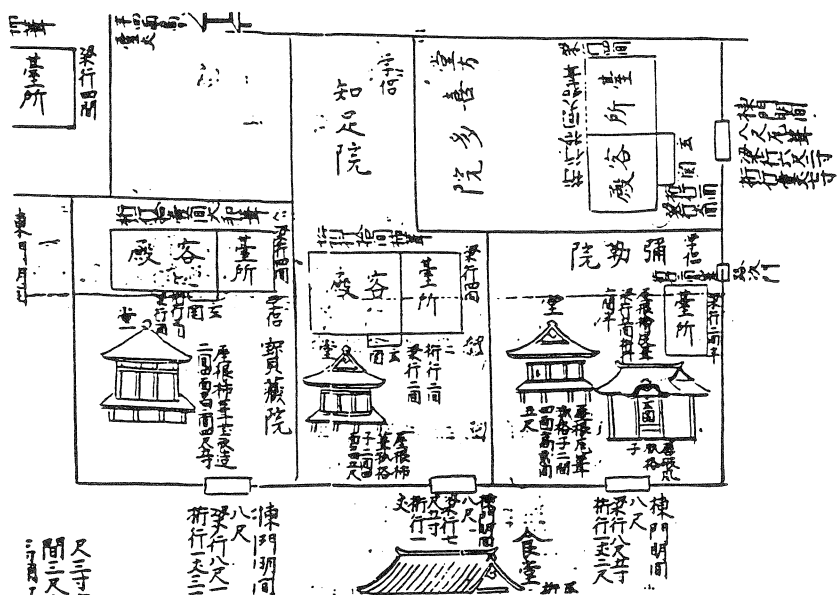


図85 法隆寺子院古図

彌勒院の東限の築地塀（SA21）位置とSD08の東西距離はおおよそ32.5mである。したがって、南北溝は彌勒院と知足院の境界を流れる溝と推定される。部分的であるがこの溝の西岸に人頭大の石が並んでおり、石組の溝であったと考えられる。ただし、この溝を子院の境界としていたのか、それとも溝のそばに築地塀もしくは柵などの区画施設があったのかは不明である（注2）。いっぽう奥行は139.3尺、すなわち42.2mとあり、現存する知足院の南築地塀の延長を彌勒院の南限とすると、築地塀から北区で検出したSA23までの距離とほぼ一致する。なお、これら区画施設を境に彌勒院側の地面が削られて、彌勒院と知足院・喜多院間に段差が生じている。これは、旧地形が東南に向かって低くなっているため、子院を区画する際に造成をおこなったためと考えられる（注3）。

子院の遺構と確定し得るものは上述の区画施設と門（SB17）のみであるが、当然ながら、井戸や石室も子院に係わるものと考えられる。また、数多く検出した小ピットも子院に係わるものかもしれない。ただし、現段階では遺物の整理が進んでおらず、遺構の年代を確定する段階に至っていない。今後の遺物の整理検討をおこないつつ検討してゆきたい。



法隆寺西院創建に関わる遺構 現在調査地の南に建つ食堂は、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』（以下『資財帳』とする）に記された「政屋」と考えられており（注4）、今回の調査区が『資財帳』にある「太衆院」の一角であった可能性が高い。また、『聖徳太子傳私記』にも、「次食堂之後。昔者有廚戸。今者成人住所畢」とあり、本調査区に太衆院の廚があったと推定される。

さて、今回検出した2棟の建物SB04・SB07の軸線は8° 30′ 偏している。すなわち、現在の西院伽藍の中軸線の振れである8° 25′ 25″（注5）に近い値を示し、2棟の建物は現在の西院伽藍と同時もしくは西院伽藍建設後に建てられたものと考えられる。しかし、『資財帳』にはSB04・SB07に該当する寸法の建物は記されていない。『資財帳』に記された太衆院の建築群がいつ建てられたかは不明であるが、食堂（政屋）が建てられたと推定される天平年間頃に太衆院が整備されたと考えれば、西院伽藍の創建から天平年間間に存続した建物である可能性がある。一方、『資財帳』に記された建物が廃絶して以後の建物である可能性もあり、今後遺物の整理を待って検討したい。（島田敏男）

注

- 1) 高田良信『法隆寺銘文集 上巻』昭和52年、125P～126Pに同様な銘文をもつ丸瓦が紹介されている。現物はなく、「良訓補忘集」に銘文のみが収録されているという。紹介されている銘文は「如法経堂凡明應元年ヨリ 進テ明應三年甲寅卯月七日ニ成就スルナリ 勸進聖堯 敬白」とある。銘文集には「如法経堂凡」とあるが、出土した瓦では「如法経堂瓦」と読める。両者が同じものとすれば、「良訓補忘集」にある「凡」は「瓦」を誤写したものの可能性がある。
- 2) 子院の創立・沿革については高田良信『法隆寺子院の研究』（昭和56年）に詳しい。同書に所収の「徳川時代初期の法隆寺境内図」では、塔頭を区画する線を太い線と細い線に使いわけしており、太い線は築地塀を示し、細い線は築地塀より簡略な区画施設を示していると考えられる。喜多院・弥勒院の東と弥勒院・知足院の南には太い線を用い、各塔頭の境界には細い線を用いている。
- 3) 今回の調査の為に排水管の移設にともなう発掘調査として、南区の西側に南北のトレンチを入れた。このトレンチで確認した遺構面と南区の西端とでは約数十cmレベル差を確認した。おそらく、南区の西端近くが、知足院とその西の寶藏院との境界になると推定される。
- 4) 『奈良六大寺大観 第一巻 法隆寺一』では現在の食堂は桁行七丈梁間三丈二尺であるので、『法隆寺資財帳』に政所の規模、すなわち長七丈廣三丈三尺とは若干異なるが、現存する建物と『法隆寺資財帳』の規模とでは寸尺が異なるものが多く、この程度の寸尺の違いはさしつかえないとしている。
- 5) 木全敬蔵「西院伽藍の方位計測」『法隆寺発掘調査概報Ⅱ』昭和58年